

ドローン機体レンタルサービス 利用規約

当社にてドローンレンタルサービスをお申込み頂くお客様には、下記の「レンタル約款特約条項」にご同意の上でご利用いただくものと致します。

レンタル約款特約条項

1. 本約款は、株式会社パシフィック/JUAVACドローンエキスパートアカデミー栃木校（以下「甲」とします）が、ドローンレンタルの利用者である法人または個人、各種団体等（以下「乙」とします）と、甲の間における、甲が提供するレンタル利用に対する全ての関係に対し適用します。
2. 乙は甲のレンタルサービスを申込み前には必ず本約款内容を確認し、申込みを行う際は本約款を承諾したものとします。
3. 本約款内容は予告なく内容を変更する場合があります。
 - ◆事業の状況によりサービスの提供の一時停止、終了する場合があります。
4. 乙は、以下条件を満たしている方に限ります。
 - ◆10時間以上の飛行実績をお持ちの方（ライセンスをお持ちの方）
 - ◆健康上問題がなく、16歳以上の方
 - ◆航空法及びその他法律を遵守し、安全に飛行が出来る方
 - ◆周囲の安全を確保し、無理のない飛行が出来る方
5. 乙は以下の場合に弊社への連絡義務を負います。
 - ◆レンタル機材の返却遅延（返却予定日翌日から延長料金が自動的に発生致します。）
 - ◆レンタル機材の破損内容、破損状況（お電話もしくはメールにてご連絡下さい。）
 - ◆レンタル機材の盗難・紛失
 - ◆レンタル機材のその他トラブル等

6. 個々の商品のレンタル（以下「個別契約」）は、機体レンタルサービスお申込書に必要事項をご記入の上お申込み頂きまして本予約とさせていただきます。ご予約から3日営業日以内にご入金頂きましてご成約とさせていただきます。
7. 支払い方法は、現金または弊社指定口座へのお振込みとさせていただきます。尚、振込手数料に関しましては、お客様ご負担となります。予めご了承ください。
8. レンタルサービス利用にあたり、国土交通省へ飛行申請手続きが必要となる事からご希望のレンタル日より14日前（土日祝日を除く）までにご予約ください。ご予約の際は、身分証明証のコピー（運転免許証、パスポート等）、お持ちの民間及び国家ライセンスの技能を証明できる物のコピーをご用意ください。国土交通省の申請状況により、ご希望のレンタル日にサービスを受けられない場合がございます。予めご了承ください。

※法人様ご利用の場合は、使用者全員の身分証明証のコピー（運転免許証、パスポート等）、お持ちの民間及び国家ライセンスの技能を証明できる物のコピーをご用意ください。

但し、事由の如何にかかわらず、利用契約の申込を承諾しない場合があります。

◆過去、ドローン操縦において違反行為が認められた時

◆過去、ドローン操縦において危険な行為が認められた時

9. レンタル機材を甲が乙にお渡しした日から甲にレンタル機材を返却するまでをレンタル期間とします。

10. キャンセルポリシーはいかなる場合でも下記とします。

◆レンタル開始日3日前から前日まで・・・合計決済代金の30%

※メールまたはお電話ください。

◆レンタル開始日当日・・・合計決済代金の100%

◆無断キャンセルの場合は、合計決済代金の100%

11. レンタル機材の期間延長をご希望の場合は、1日3,000円(税抜)の追加料金をいただきます。

◆レンタルご返却日（お申込時にご了承頂いた日時）にレンタル機材をご返却いただけない場合、レンタル機材延長扱いとさせていただきます、1日につき3,000円(税抜)の延滞追加料金をいただきます。

◆レンタル機材を延長する場合、レンタル機材に空き状況がない場合は延長をお断りさせていただく場合がございます。

◆追加料金はレンタル機材返却時に現金でお支払い頂きます。

12. 乙は、レンタル機材の使用、保管等に関し、航空法、小型無人機等飛行禁止法、電波法等の法令および条例（以下法令等という）を遵守することを確約し、乙が法令等に違反したことにより甲または第三者に与えた損害については、乙がこれをすべて賠償・補償するものとし、甲には一切の迷惑を被らせません。

13. 乙は以下の事項を異議なく同意のうえ、安全を最優先にレンタル機材を借り受けることを誓約します。

◆国土交通省航空局が定める航空法その他法令等に則った安全なフライトを実施します。

◆国土交通省のwebサイト「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」を遵守し、フライト前に飛行方法と飛行空域その他安全なフライトのために必要な事項を確認します。

Web サイト URL : https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

◆総務省の定める『「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン』を確認し、プライバシーや肖像権を侵害する行為を行いません。

◆メーカーが提供する資料（マニュアル・安全上の注意・方針・ガイドライン等）に従い、レンタル機材の機能、操作方法、制限事項等を十分に理解してからレンタル機材を操作します。

◆レンタル機材にオプション品やアクセサリを装着・接続等する場合は、レンタル機材のメーカーと同じメーカーの純正品又はそのメーカーの認定する品を使用します。また、レンタル機材の分解や改造をいたしません。

◆乙は、レンタル機材及び第三者の財物に墜落事故、または衝突、衝撃による損傷またはその可能性があれば、その詳細情報を直ちに甲に報告します。なお、レンタル機材の損傷が当該レンタル機材に搭載するバッテリーの損傷を含む場合、乙は、甲の指図に従い、損傷したバッテリーを適切に処理するものとします。

◆乙は、レンタル機材を回収できない場合、その他直接の保持ができなくなった場合は、直ちに甲に通知するとともに、甲の指図に従い、その解決にあたります。

◆レンタル機材を使用できる者をご契約頂いた本人（乙）に限ります。どの様な場合であっても第三者への貸し出しは原則禁止とさせていただきます。尚、法人でのお申込みで複数名の使用を希望する場合、お申込み時に「使用者全員の氏名」を申込書に記載頂きます。

◆甲が乙に貸与するすべてのレンタル機材を使用して起こる事故、物損、怪我、損害等はいかなる場合でも一切の責任を負いません。

◆レンタル機材を受け渡し後、万が一レンタル機材内容物欠品、レンタル機材が動作しない等の不具合が発生した場合は、当日中にメールもしくはお電話ください。乙との協議の上、代替え品とお取替え、もしくは返金にて対応させていただきます。

14. 乙は、レンタル機材の受け渡し後、バッテリーの充電、ファームウェアの確認を含め、機体動作に問題ないか事前に確認のうえ、フライトを実施するものとします。

15. 返還を受けたレンタル機材にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因して乙その他第三者に生じた損害に関して甲は一切責任を負いません。

16. 海外への持ち出しは原則禁止とさせていただきます。

17. 安心保障について

◆甲が提供するドローン機材をレンタルするにあたり、個人賠償責任保険にご加入頂きます。万が一のアクシデントにより第三者の身体や財物に損害を与えてしまった場合にも対応しています。

対人/対物：1事故につき1億円 事故負担額 0円

◆甲が提供するドローン機体は、無人航空機損害保険に加入しておりますが、水濡れや落下など、お客様の過失による破損にて修理が必要になった場合は、保険契約内容に準じて修理費用の一部をご負担いただきます。事故状況についてご報告いただき、故障した機体および破損部品全てをご返却ください。破損状況を確認させていただいた後に、修理ご負担額をご連絡いたします。メーカーからの修理見積もりを待ってからのご連絡となりますので、10日～2週間程度お時間を頂戴しております。

◆池・海・川に墜落した場合、GPS 等により所在が判明している場合は支払い対象となります。

◆補償については、甲が貸与した製品にのみ適用いたします。

18.以下の内容に該当する場合は修理費及び機体購入金額の実費を請求させていただきます。

◆利用規約に反する場合

◆マニュアルに沿った操縦方法以外の使い方をした場合

◆法令に違反して使用されている間に生じた損害

◆バッテリー不足によって生じた損害

◆風(最大風速 5 m/s 以上)、雨、雪、雹 (ひょう)、砂塵その他これらに類するもので生じた損害

◆機体の回収が出来ない (ロスト) 場合

◆著しい損傷により修理不可の場合

◆受託品の置き忘れまたは紛失した場合

◆詐欺または横領

※その他詳細については別紙参照

※甲は、定期点検および受け渡し前の十分な動作確認を行っておりますが、精密機械の特性上、乙がご使用される際に不具合が起こる可能性もございます。

※利用方法に過失のない通常の利用方法で不具合が確認された場合は、機材ご返却後に料金を返金させていただきます。

19.協議事項

本契約に定めのない事項が生じた場合は、本契約の主旨に従い、甲と乙の間で協議のうえ解決するものとします。

以上